

ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの改正（案）  
に対する意見募集について

平成 25 年 2 月 14 日  
厚生労働省  
労働基準局安全衛生部  
環境改善室

ずい道等建設工事における粉じん対策について、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）に規定された事項及び粉じん障害防止総合対策において推進することとしている事項等について、その具体的実施事項を一体的に示すことにより、ずい道等建設工事における粉じん対策のより一層の充実を図ることを目的として、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（平成 12 年 12 月 26 日付け基発第 768 号の 2「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」別添 1。以下「ガイドライン」と言います。）を定めています。

この度、電動ファン付き呼吸用保護具の適正な使用のために留意すべき事項について、ガイドライン本文に記載すること等を予定しております。

つきましては、別添の改正案について御意見を募集いたします。

御意見がございましたら、下記により御提出下さい。

記

1 意見公募期間

平成 25 年 2 月 14 日（木）から平成 25 年 3 月 15 日（金）まで（必着）

2 資料の入手方法

厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口 [e-gov]（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載いたします。

3 御意見の提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。その際、件名に「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの改正（案）に対する意見」と明記してご提出ください。なお、電話による御意見は受け付けておりません。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省労働基準局安全衛生部環境改善室あて

(3) F A Xの場合

F A X 番号：03-3502-1598  
厚生労働省労働基準局安全衛生部環境改善室あて

4 御意見の提出上の注意

- ・提出していただく御意見は日本語に限ります。
- ・個人の場合は氏名、住所、連絡先及び所属を、法人の場合は法人名、所在地及び担当者の連絡先を、それぞれ記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用する場合があります。）。
- ・提出していただいた御意見については、氏名、住所及び連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
- ・御意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・御意見に対して個別の回答はいたしかねます。